

## 安全保障理事会議長声明

「不拡散・朝鮮民主主義人民共和国」と名付けられた項目に関する安保理の審議に関連して、2009年4月13日に開催された安全保障理事会第6106回会合において、安全保障理事会議長は、安保理を代表して以下の声明を発した。

安全保障理事会は、朝鮮半島および北東アジア全体としての平和および安定の維持の重要性を念頭に置いている。安全保障理事会は、2009年4月5日（現地時間）の、安全保障理事会決議1718（2006）に違反した、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）による発射を非難する。

安全保障理事会は、北朝鮮が安全保障理事会決議1718（2006）のもとの同国の義務を完全に履行すべきであると繰り返し表明する。

安全保障理事会は、北朝鮮に更なる発射を実行しないことを要求する。

また安全保障理事会は、全加盟国に安全保障理事会決議1718（2006）のもとの各国の義務を完全に履行することを求める。

安全保障理事会は、団体および商品の指定を通して、決議1718（2006）第8項により課せられた措置を実行することに合意し、決議1718（2006）に従って設立された委員会に、このための任務を行うことおよび2009年4月24日までに安全保障理事会に報告することを命じ、また、同委員会が行動しなかったならば、その時には、安全保障理事会が2009年4月30日までに措置を実行させるための行動を完了することに、更に合意する。

安全保障理事会は、六者協議を支援し、その早期の再開を呼びかけ、また、平和的方法で朝鮮半島の検証可能な非核化の達成と朝鮮半島および北東アジアの平和および安定の維持を目的として、六カ国協議の全参加国に、中国、北朝鮮、日本、大韓民国、ロシア連邦およびアメリカ合衆国による2005年9月19日の共同声明およびその後の合意文書の完全な履行に関する努力を強めることを促す。

安全保障理事会は、事態に対する平和的および外交的解決を求める安保理の要望を表明し、対話を通じた平和的かつ包括的な解決を助長するための理事国および他の加盟国の努力を歓迎する。

安全保障理事会は、この問題に引き続き積極的に取り組むこととする。